新潟県立上越テクノスクール施設貸付細則

（趣旨）

第１条　この細則は、新潟県立職業能力開発校規則（昭和 47 年新潟県規則第 63 号。以下「規則」という。）第２条第１項の規定に基づき、新潟県立上越テクノスクールの施設（以下「施設」という。）を使用させることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（決定及び通知）

第２条　規則第 39 条により提出された援助申請書については、校長は、次のいずれかに該当するときは、使用を承認しない。

（１）校の業務に支障があるとき。

（２）管理上支障があると認められたとき。

２　施設の使用の承認は、使用承認書（別記様式１）を交付して行うものとする。

（使用を認めない日）

第３条　施設の使用を認めない日は次のとおりとする。

12 月 29 日から翌年の１月３日まで

（使用させる時間）

第４条　施設を使用させる時間は、午前９時から午後５時までとする。但し、校長が特に必要と認める場合は、これを変更することができる。

（使用させる場所）

第５条　使用させる施設は、別表に掲げるものとする。

（費用の負担）

第６条　第５条に規定する施設の使用に関して、使用者は、光熱水費及び管理費（以下「光熱水費等」という。）として、別表に掲げる経費を負担しなければならない。

２　前項の光熱水費等は、納入通知書により徴収する。

（光熱水費等の減免）

第７条　校長は、公用若しくは公共用又は公益の用に供すると認めるときは、光熱水費等の全部又は一部を免除することができる。

２　光熱水費等の全部又は一部の免除を受けようとする事業主等は、光熱水費等免除申請書（別記様式２）を校長に提出しなければならない。

３　校長は光熱水費等の免除の内容及び程度を決定し、免除が適当と認めたときは光熱水費等免除決定通知書（別記様式３）により、免除が不適当と認めたときは別記様式４により事業主等に通知するものとする。

（その他必要事項）

第８条　この細則に定めるもののほか、必要な事項は、校長が個別に定める。

附則

　この細則は平成26年４月１日から施行する。

附則

　この細則は平成31年４月１日から施行する。

附則

　この細則は令和７年４月１日から施行する。